

国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (入学の出願) 第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに出願しなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p>2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>3 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。 (授業料等の額及び授業料の納付時期)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条ただし書きに定める研究期間延長の申請時に納付すべき授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>本則 (入学の出願) 第4条 研究生として入学を志願する者(以下「<u>入学志願者</u>」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに出願しなければならない。 (1)～(6) (略)</p> <p>2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、<u>住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>3 日本国以外に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。 (授業料等の額及び授業料の納付時期)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条ただし書きに定める研究期間延長の申請時に納付すべき授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。</p> <p>4 (略)</p>	

附 則 (24 教規程第 31 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。